

令和6年度サービス産業活性化支援事業
質問に対する回答（県HP公表）

（令和6年7月29日時点）

質問内容	県の回答
契約限度額（税込9,790千円）には、モニター事業への調査協力費が含まれますか。	契約価格の限度額9,790千円（税込）には、モニター事業への調査協力費が含まれます。 支給方法や単価設定（定額制、定率制、支給率、上限額等）は受託事業者の判断によります。 経費の内訳は見積書で明示してください。
モニター調査の実施について、県からの周知は実施しますか。	モニター調査の実施の周知は、基本的には受託事業者が主体となり行っていただきます。 具体的な周知の方法は、御提案ください。
調査協力費の支払事務は、県が行いますか。	調査協力費の支払事務は、受託事業者を実施していただきます。
調査協力費の支払は、事業者単位それとも店舗数単位のどちらですか。 （1事業者が複数店舗を営んでいる場合が想定されます。）	基本的には事業者単位で支払います。
対象者は対象地域内に店舗があることが必須でしょうか。	対象地域内に店舗があることが必須です。 <対象になる例> ・本社の登記済住所は対象地域外だが、店舗は対象地域内にある。 ・多店舗展開している場合は、対象地域にある店舗のみ。
セミナー・個別相談の実施について、県からの周知は実施しますか。	セミナー・個別相談実施の周知は、基本的には受託事業者が主体となり行っていただきます。 具体的な周知の方法は、御提案ください。

	い。
<p>セミナー会場は県の指定がありますか。</p> <p>また会場の手配は、委託業務の内容に含まれますか。</p>	<p>セミナー会場について、県から具体の指定はありません。</p> <p>会場の手配も委託業務内容に含まれます。</p> <p>具体的な内容は、御提案ください。</p>
<p>セミナー会場の手配が委託業務の内容に含まれる場合、会場利用料の見積もり、支払対応まで受託者が行いますか。</p>	<p>会場利用料の見積もり、支払対応まで、受託事業者に行っていただきます。</p>
<p>伊豆地域における候補事業者のリスト還元はありますか。</p>	<p>対象地域は、公表されている調査結果を用いて選定したものであり、具体の候補者リストはございません。</p> <p>キャッシュレス機器の導入が可能な事業者を選定し、リストを作成することも委託業務に含まれます。</p>
<p>対象業種のうちPは福祉のみ明示されていますが、医療は対象外ですか。</p> <p>また対象外の場合、その理由を教えてください。</p>	<p>本事業では、公的医療保険適用のある業務は想定していないため、対象外となります。</p>
<p>広告にかかる費用は契約価格に計上可能ですか。</p>	<p>広告にかかる費用について、委託契約価格に計上可能です。</p> <p>具体的な内容を提案し、経費は見積書に記載してください。</p>